

第9回 須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会 議事録（要旨）

【日時】 2024年1月26日（金）15時から17時00分

【場所】 須坂市役所東庁舎3階 第4委員会室

【参加者】

〔出席委員〕： 土本俊和委員、梅干野成央委員、松田昌洋委員、佐倉弘祐委員、和田勝委員、吉澤政己委員、吉澤まゆみ委員、田子修一委員、和田敬委員、平井敏夫委員

〔リモート出席委員〕： 後藤治委員

〔欠席委員〕： 小林義則委員、古家敏男委員

〔事務局〕： 滝澤社会共創部長、峯村文化スポーツ課長、村石まちづくり担当課長、寺沢重伝建推進係長、小西重伝建推進係主任技師、滝沢まちづくり産業調整専門官

〔オブザーバー〕： 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 市川格指導主事

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ (資料1) 第8回保存審議会後に提出されたご質問・ご意見と事務局回答
- ・ (資料2) 須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画
- ・ (資料3) 重要伝統的建造物群保存地区選定申出書
- ・ (資料4) 修理修景基準ガイドライン案

(当日配布資料)

- ・ 屋外広告物条例のあらましの抜粋
- ・ 蔵の町並みキャンパス成果発表会のお知らせ
- ・ 会議内容に対する意見記入用紙
- ・ 座席表

【会議状況】

1 開 会（滝澤部長）

2 会長あいさつ（土本会長）

3 議事

(1) 第8回会議後に提出いただいた質問・意見について（峯村課長）

事務局：資料1を元に説明。

委員：漢字が一字誤っているため修正いただきたい。

(2) 重伝建選定に向けた進捗状況について（峯村課長・寺沢課長補佐）

事務局：資料 2～3 を元に説明。

委員：資料 2 の 1 ページの範囲について、「須坂市大字須坂の一部」となっているが、資料 3 の 1 ページの地区の所在地には字名まで記載されており、これらは同等のものであると思う。また保存活用計画が簡略化されすぎていると感じた。県にも文化庁と協議いただき、どちらかを訂正すべき。

事務局：整合をとるように修正したい。

委員：保存地区における体制について、これまではバラバラに活動してきたが、200 件以上からなる伝統的建造物を活用し、魅力的な須坂を作り上げるため、まとめるのは難しいと思うが、できれば一つにまとめて議論していければと思う。他の 100 か所以上の地区の良いところを見学し、須坂市に取り入れてやっていければよいのではないか。

事務局：現在把握している限り 3 つのまちづくり団体があり、それぞれで活動している。一つの組織にまとめる対応策はすぐには思いつかないが、これまで特定物件とするためには所有者からの同意書をいただく必要があり、職員がお宅を訪問し広報誌を作成し、説明会を開催した。その中で個人の所有者様や現在住んでいる皆様は制度の推進についてご理解いただいている方がほとんど。制度をどう活用していくかについては、全国の先進事例や優良事例等も参考にしながら皆様と進めていければと思う。

委員：まちづくり団体は今までの活動の経緯があり、約 200 件の人たちは今まで活動に関心がない人達がほとんど。融合が大変であり重伝建の選定を受けて運用していこうという中で、既存団体の皆様に理解と協力を求めることが大事。

事務局：これまでの経緯を踏まえ重伝建制度を活用して方向性を一つにまとめていけるよう組織化していきたい。まずは皆様と方向性を共有し、意見を交わしながら検討していきたい。

委員：選定後は保存審議会を年に 2 回ほど行うと思うが、地元から修理等の要望があると一つの組織の中で検討し、意見として行政に上がってくるのが理想。選定を受けてからではバタバタとなるので、今のうちから検討を進めていただきたい。まずは、既存団体の皆様と相談するところから。

事務局：景観づくりの会では先日も重伝建制度の勉強会を開催し、まちづくりの技術的な面で子供たちと一緒にかかわってもらうような機会も開催したいというご意向がある。実際に修理修景で行う工事の作業を子供たちが一緒にやるような活動ができないかという相談もある。景観づくりの会として重伝建制度がスタートする機会に自分たちの立ち位置も再確認したいというご意向もあるため、まずは意見を交わしていきたい。

委員：これまで各団体で様々な活動が行われてきたが、従来通りそれぞれで活動してくださいとするのか、重伝建の地域の皆様も新しい組織を作って一緒にやりましょうとするのか、それでかなり違ってくる。調整が大変難しいと思うが、重伝建選定を受けてから動くのではなく、行政に調整していただき考え方や進め方を議論するなど、この審議会とは別にやるべき。

事務局：まずは各団体の皆様に集まっていたいただき、行政と意見を議論するような場を早めに設けたい。

委員：丹波篠山市では具体的な組織についてご教授いただいた記憶がある。他市町村の事例を聞きながら、須坂市独自のスタートをきれれば良い。

委員：稲荷山では震度4でも古い建物の軒の瓦がずれて一部落ちていたが、重伝建の制度ではすぐに手が付けられない。可能であれば小規模修理の手当てのようなものを市の予算で持ち、助成ができるような準備をしていただければよい。

事務局：小規模のメンテナンス的な工事に対して、地震などで特定物件などの建物が被害にあった場合の修繕補助などは、助成ができないか検討したい。

委員：海外では耐震診断を含めてリスクアセスメントを建築士にやっていただき、それに対応する内容は補助対象にする、というのもあるので参考にさせていただきたい。重伝建に選定されると防災計画を緻密にする調査費がつくので、その時に実施するとよい。

(3) 修理修景ガイドライン案について（小西主任技師）

事務局：資料4を元に説明。

委員：補助金について、先に設計をした場合に予算の対象となっていないのがほかの市町村でもある。一方で、先に調査や設計しておかないと間に合わない。工期としてみれば、4月の交付決定から設計して事業を年度内で終わらせるというのはなかなか難しいため、若干でも補助対象としてもらえれば所有者の方は大変助かる。土壁の工事などではなおさらお金がかかり、なかなか進んでいけないことが想定されるので、審議いただき補助対象となれば所有者は助かる。また、工期は分けてしっかりと時間をかけるなどが重要になる。もう一点、左官の修理などでは基準に書いてあることだけではなかなか難しく、修理ができないこともある。その場合は、現代構法を取り入れるなども必要になると思うため、細かく書きすぎて柔軟な対応ができなくなるようだといけない。現代構法も変わってきている部分もあるので、ケースバイケースで見なければよい。

事務局：土壁など単年度で終わらないものは工期を分けて実施する必要もある。ほかの市町村の事例も勉強しながら検討を進めたい。伝統構法に関しては首を絞めすぎないように、一方で伝統構法自体の継承というのも重伝建制度として重要な

面もあると思うので、極力伝統構法でやっていただきたいというのは念頭に置きつつ、新素材や新構法もうまく使いながらできるよう、少し広めに見られるような記載にしたい。

委員：調査、設計の段階での経費助成というのは検討できないか。他市町村では修理事業の前に設計し、それは補助対象になっていないということか。

委員：調査や設計は先にやってもよいが、その部分は補助対象になっていない。大きな建物では工期や金額の問題があり、時間的に年度内だけでは仕事ができない。例えば、信州の寒い時期の工事では左官工事や屋根工事に支障が出てくるため、4月からすぐに工事を始めないといけませんが、調査や設計の期間がありそこから発注となると厳しいので、事前に調査設計をやっておいて発注をしておくで大変助かる。しかし、実際は調査設計を先にやってもいいが補助対象にならない。

委員：須坂市では補助に取り込めるように議論していただきたい。文化財では、文化庁は調査を先行し記録をのこすようにと言っているが補助は出ないとすると矛盾するためやるべき。ちゃんとした調査を踏まえた設計とするためには、施工監理と同じように助成があってもよいと思うが、お金の出所がどこになるのか、検討が必要なので研究していただきたい。

委員：22 ページのタイムテーブルについて、施工の前年度からでは不可能というのは認識いただき、さらに前の年度から相談業務などはやるべきである。今のタイムテーブルでは8月には基本設計などはできていて、それをもとに審議会にかける、文化庁の現地指導を受けるようになる。そして修正を加えて11月には県に提出しなければいけない。となると、問題は設計をどうするか。塩尻市では申請図面を作るところまでは設計士さんたちの営業努力というような扱いで、基本設計をやっていただいている。他の自治体では、前年度の基本設計に係る部分を設計士の求める額ではないが市の単費補助としているところもある。次に、大壁造の施工に関しては、事前に文化庁協議が必要で、下塗りから上塗りまでを1年でというのは現実的に不可能なので、中塗りまでを1事業、仕上げを1事業という形で、それぞれの申請で動いていくのが大規模への対応としてある。

委員：相談等は前年度の前年からやる必要があるということで。市の単費でというのは難しいですか、ご検討いただければ。

事務局：22 ページの前年度というところは、幅を広げた表現を検討して改めます。また、市の単費で補助ができるかどうかについては、他市町村、他県のものも含めて研究し、検討します。

委員：修理の外部意匠等で、現状維持もしくは然るべき旧状への復原となっているが、須坂の伝統構法に関するところでは屋根葺きは土葺きです、と書いてある。耐震補強等を考慮した場合に土葺きの土を落として軽くしたいということ

もあり、土がないものは現状維持でよいが、葺き土があるものは現状維持か復原となると土を落とすことができなくなるのでは。そのあたりの融通が利くような形で書いておかないといけないと思う。

委員：「旧状」という言葉が何を指すものなのか、構法まで含めた旧状なのか、外観のみを旧状とするのか、そのあたりの概念を整理していただきたい。

委員：今土葺きで残っているもので土を落とすということをどう考えるか、今せっかく残っているものに対して、耐震補強の関係でそうせざるを得ない可能性もある。

委員：瓦の下の土の問題で、古い瓦を取って新しい瓦にしたいとなった時に耐震面で軽くしたいということがある。一方で、瓦の下に土があると水を吸ってくれる、それが乾いて野地板などを傷めない、ということもある。最近の大雨などは水が流れて土を越して下地材、野地板の上に杉皮や柿葺きの下地がある場合があるが、それらを傷めてしまうこともあり、土を取って軽くしたいということもある。その時に、どの状態が現状、旧状というのか、水問題が多くなっている現状において、その対応として新素材もあるのでどのように扱っていくのか、議論する必要がある。

委員：外観及びその歴史的特性を維持するために、とあるが、外観というと瓦だけになってしまう。土葺きはその下になるので、そのあたりを厳しく書くかもやっとなし書くか。

委員：今決め切るのは難しいと思うので、実際にやりながら現状、旧状の状が何を指すのか、決めていけばよいのではないかと。ただ、最低限の工事となると、外観を留めていくことになると思うが、技術的な人材の育成というのも修理工事の中で行政としてもどういうタイミングで、どういうペースでやっていくのか、いくつかの修理の事例の中ではしっかりと伝統的な構法を使ってやっていくというのを、所有者さんの理解を得ながらやっていくのを継続的にやっていく必要があると思う。

委員：全体的な考え方を統一したほうがよい。ざっくりとしたガイドラインの作りこみと、次にマニュアル化的なものが進んでいくこととの認識を分けて作りこんだ方がよいと思う。用語も建築物と建造物、工作物などのばらけもあるので、バランスを見ながら直しながらやっていけばよい。

事務局：用語については旧状という言葉がどこまで指すのか、建築物、建造物、また、推奨しますなどの表現が統一できていないところも多くあるので、曖昧なまま残すべき部分と細かく書くべき部分と、再度検証し、次回の審議会までには修正を図りたい。

委員：保存活用計画の17ページ、18ページの7保存及び活用のために必要な事業計画があり、情報発信、人材育成、空き家対策、地域振興・賑わい創出とあるが、

体制は重伝建保存地区の担当は重伝建推進係が担い、係長一人と主任技師一人が担当につくとなっているが、この必要な事業計画は二名がすべてやるということではどうか。

事務局：保存活用計画に関することは重伝建推進係の係長と技師が担当しているが、二人だけがやるという意味ではなく、関係する部署としてまちづくり課や政策推進課、商業観光課など、いろいろな課ともかかわり、重伝建推進係はコーディネーター的な役割としながら一緒にやっていくイメージ。

委員：一緒にやっていくのと主にやっていくのはかなり違う。まちづくり課でやることも商業観光課でやることもあると思うが、今まで重伝建に関すること、例えば人材育成は担当者が窓口としてそれぞれの関係課と調整して進めていくということではいいのか、責任を持ってやっていくということではいいのか。重伝建の担当者の動きによってかなり変わってくる。

事務局：13 ページ、保存活用の推進体制として行政事務は須坂市の伝統的建造物群保存地区担当課が中心となり、市長部局や教育委員会が連携して行う。市とともに建物の所有者及び関連する諸団体や組織が連携して協力して進める、という体制を取って進めていきたい。具体的には、重伝建地区内の情報発信であれば、須坂市全体であれば政策推進課の広聴広報係がありますし、空き家対策であればまちづくり課でやっており、地域振興・賑わい創出は産業振興部でそれぞれの担当でやっている。重伝建地区内にかかわるところは特に重伝建推進係が主となって関わり、須坂市全体となればそれぞれの課が関わる。

委員：例えば空き家対策となった場合、重伝建範囲内であれば重伝建推進係でやるのか、行政内での整理をするということか。空き家はまちづくり課で担当していると思うが、重伝建に該当するところはまちづくり課ではありません、という風になるのか。

事務局：そういう風にはならない。重伝建地区内の空き家であれば一緒に進めていきたい。

委員：一緒にやるのはよいがどこが窓口になり、どこが最終責任を持つのか。まちづくり課なのか。

事務局：この計画に書かれている範囲の内容の窓口は文化スポーツ課。

委員：空き家の関係はまずまちづくり課に相談に行くと思う。そのあたりの行政内での整理をきちっとしておいた方がよい。

(4) 次回審議会の開催について（峯村課長）

事務局：次回審議会について、現在重伝建選定の申出を出したところになり、その結果が夏頃より前にはでると思うため、結果が出る頃に開催したい。

長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事より次のとおり助言があった。

長野県：数十年にもわたるこの重伝建へ向けた取り組み、今まで調査をいただいた先生方、盛り上げていただいた地元の皆様に感謝を申し上げたい。一つのヤマになってきておりしみじみと感じている。今後須坂という町が本物の町並みということで重伝建になった場合、長野県としてもまた一つ魅力が増えるということになるので、県としても応援し、学ばせていただきたい。

4 その他

事務局：1点目、須坂市の屋外広告物条例の改正について。須坂市では2022年7月1日に市の独自条例を施行し、屋外広告物の規制に取り組んでいる。伝建地区については、2023年の9月に須坂市須坂伝統的建造物群保存地区を都市計画決定しており、これを受け、須坂市の屋外広告物条例では、第一種規制地域に伝建地区を加え、広告物の表示や掲示を禁止する。変更に関する現在の状況は、市の法規審査委員会に諮っており、3月議会の審議を経て3月中の告示、4月1日の施行を予定している。2点目、蔵の町並みキャンパスの成果発表会を2月3日土曜日の13時からシルキーホールにて行い、各大学の発表と交流会があるので、皆様ぜひご参加ください。

5 閉会